

株式会社ジェイウインド「(仮称)新郡山布引高原風力発電所環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和4年9月21日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)新郡山布引高原風力発電所環境影響評価方法書について、株式会社ジェイウインドに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、福島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：福島県郡山市
原動力の種類：風力(陸上)
出 力：最大 65,980 kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 3 年 7 月 8 日
環境大臣意見受理	令和 3 年 9 月 1 6 日
経済産業大臣意見発出	令和 3 年 9 月 2 7 日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 4 年 1 月 2 6 日
住民意見の概要等受理	令和 4 年 4 月 2 5 日
福島県知事意見受理	令和 4 年 7 月 2 5 日
経済産業大臣勧告発出	令和 4 年 9 月 2 1 日

問合せ先：電力安全課 長尾、須之内
電話03-3501-1742(直通)

株式会社ジェイウインド「(仮称)新郡山布引高原風力発電所環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 風力発電設備の稼働に伴う騒音については、スイッチュ音及び純音性成分の発生状況の把握を適切に行うこと。
2. 濁水流出防止のための沈砂池については、近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、十分に対応可能な性能とすること。

(福島県知事からの意見書の写しを添付)